

MY企業年金通信

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり			なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 の公布に伴うDBへの影響について

ポイント

- ◆年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）（注1）が令和2年6月5日に公布され、当該法律第20条の規定により確定給付企業年金法の一部が改正されました。なお、施行時期は公布日と令和4年5月1日に分かれています。また、通知「『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律』（令和2年法律第40号）の施行に伴う『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」（注2）および事務連絡「『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律』（令和2年法律第40号）の施行に伴う『確定給付企業年金規約例』等の一部改正について」（注3）が令和2年6月5日に発出されました。

1. 支給開始時期の設定可能範囲の拡大

- 改正内容：規約で定める老齢給付金の支給開始時期の年齢範囲が「60～65歳」から「60～70歳」に拡大されました。
- 施行時期：公布日（令和2年6月5日）

2. 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善

- 改正内容：・終了したDBから個人型DC（iDeCo）への残余財産の移換
・退職等に伴う企業型DCから通算企業年金（注4）への個人別管理資産の移換が可能となります。
- 施行時期：令和4年5月1日

- （注1）法律 <https://kanpou.npb.go.jp/old/20200605/20200605g00111/20200605g001110007f.html>
 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00006.html
 （注2）通知 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200605T0010.pdf>
 （注3）事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200605T0020.pdf>
 （注4）DBや企業型DCが共同で設立し会員となっている企業年金連合会が、退職者等向けに運用する企業年金の一つ

○別添資料（詳細版）：

『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律
の公布に伴うDBへの影響について』

明治安田生命保険相互会社
 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
 TEL：03 - 3590 - 4851